

減免の対象となるもの	減免率
<p>(1)次に該当する者が利用するとき。ただし、専用利用する場合は、入場料を徴収しないもの、物品等の販売を主たる目的をしないものに限る。 なお、免許証及び各種手帳等の確認ができない場合は、減免適用外とし、利用料金を徴する。</p> <p>①次のア～クに該当する者及びその介護者(一人の介助では困難と認められたときは2名までの介助者を対象とする)</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 児童相談所長または知的障がい者更生相談所長が知的障がい者(児)として証明した者及び知事が障がいの状態に関する証明書の交付を受けた者 オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に收容することを要しないとして、証明書を交付した者 カ 小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者 キ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が利用するとき ク 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けたものが利用するとき</p> <p>②介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及び介助者</p>	<p>○ 個人で利用する場合10/10</p> <p>○ 団体などで利用する場合、利用者(大会等役員を除く)のうち1/2以上の障害者、要介護者等が含まれている場合は10/10</p> <p>○ 1/2未満の場合1/2</p>
<p>(2)県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請し、管理者が特に必要と認めたもの。</p>	<p>10/10</p>
<p>(3)障がい者スポーツの振興を目的として行う催しで、管理者が特に必要と認めるもの。</p>	<p>10/10</p>